

国立大学法人島根大学学長選考会議（第4回）〈議事要録〉

日時 平成28年12月7日（水）13:00～16:00
場所 本部棟3階 特別会議室
出席者 有川委員，有澤委員，近藤委員，大谷委員
田坂委員（法文学部長），小川委員（教育学部長），山口委員（医学部長），
澤委員（生物資源科学部長），廣光委員（総合理工学研究科長）
欠席者 泉委員
〔陪席者：千家監事，総務部長，総務課長，総務・法規グループリーダー〕

議 題

1 学長の選考について

前回までの学長選考会議において出された任期及び任期満了時の学長選考に関する問題点を整理した資料について事務局から説明があり，各委員の意見交換があった。

委員からの各論点での主な意見は，次のとおりであった。

○中期目標期間と学長任期との連動性について

- ・中期目標期間の始期と任期の始期が重なると，学長が経験のない状況で始めなければならないことから問題はあるが，それ以外の状況であれば，中期目標期間と任期の連動は必ずしも必要はないのではないかと。
- ・中期目標・計画とも理念的なものであり，学長によって大きく変わることはないと考えれば，学長任期と中期目標期間との連動は重要視しなくても良いのではないかと。

○任期について

- ・3年+3年又は4年+2年などの途中の区切りをどうするかは別としても6年を単位とすることは妥当である。
- ・3年任期は短いので，6年間は必要だが，その時には中間地点での審査は必要ではないかと。
- ・最大上限を6年又は8年などと縛る必要はなく，3年又は4年の任期を繰り返していくことでも良いと考える。

○再任審査について

- ・基本6年を見越して学長を選考すべきであり，任期満了時においては再任審査もしくは中間審査という形式にしてはどうか。
- ・学長選考は，学長選考会議が責任を持つことになるので，再任審査を学長選考会議が行うことに問題はないのではないかと。
- ・6年又は8年毎に意向調査を含め，推薦を受けて複数の候補者の選考を実施することで，長期的な視点での大学運営が可能になる。

○現学長への適用

- ・大学改革を進める必要があることを考えると，現学長に再任審査を適用することも考えら

れるのではないか。

- ・現学長は3年後に意向調査があるという前提で選考されているので、任期満了時に意向投票を含む選考を行い、平成30年度から新たな任期の考え方を適用すれば、現学長にとっても不利益はないのではないか。

以上の審議から学長の任期のあり方について以下のような方向性に関して合意を得た。

(任期)

- ・任期は3年とする。

(再任)

- ・再任可とし、再任の上限は設けない。

(再任審査)

- ・学長に再任の意向がある場合には、学長選考会議において学長の再任審査を実施する。

(意向調査を伴う学長候補者の選考)

- ・在任期間が2期6年を満了するごとに、または、学長選考会議で再任不可と判断した場合には、意向調査を伴う学長候補者の選考を実施する。

(適用時期)

- ・新たな選考方法は、現学長の任期満了に伴い行われる学長候補者選考から適用する。

(現学長への適用)

- ・現学長に再任の意向がある場合も、新制度が適用される。

この方向性について、12月の教育研究評議会において報告することが確認された。